

無料レポート

知財ロイヤルティ料率 データブック 2026

& 移転価格算定の実務ガイド

経産省調査2報告書 × 裁判例227件から読み解く、適正料率の実務基準

改訂版発行日：2026年04月

初版発行日：2026年03月04日

発行：知育特許事務所（弁理士 米田恵太）

<https://chizai-media.com/>

はじめに：なぜ今、本レポートを発行するのか

知的財産の価値評価において、ロイヤルティ料率の「客観的な相場」を把握することは実務上きわめて重要である。グループ企業間での知財の譲渡やライセンス設定、あるいは社長個人から法人への権利移転といった場面では、客観的な相場に基づかない価格設定が、寄附金認定をはじめとする想定外の税負担を招く恐れがある。

経済産業省からは、2025年3月に2つの調査報告書が公表されている。1つは「ロイヤルティ料率に係るアンケート調査結果」であり、企業間のライセンス契約で実際に合意された料率を452件から集計した「実勢値」のデータである。もう1つは「実施料率が関連する裁判例調査」であり、裁判所が判決で認定した実施料率を集計した「司法認定値」のデータである。

この2つの調査データには構造的な乖離がある。たとえば、特許権の全体平均はアンケート調査（実勢値）が3.2%であるのに対し、裁判所が認定する料率は平均4.7%と1.5ポイント高い。これは、裁判所が料率を認定する際に、代替技術の不在や侵害態様の悪質性といった個別事情を加味するためと考えられる。

そこで、知財価値評価（RFR法等）の実務を担う当事務所では、最新のAI技術を活用し、公的調査が網羅していない直近の知財判例から「ロイヤルティ料率」に関する公開データを独自に抽出・集計した。初版（2026年3月）では独自判例11件を収録していたが、**本改訂版では経産省報告書掲載の裁判例113件に加え、当事務所独自の収集・分析による114件を統合した計227件の裁判例データを基盤としている。**

本レポートでは、この227件の中から業種別の代表的な事例18件を抜粋し、料率の決定要因を実務的に解説する。全227件の裁判例は、当事務所が運営するロイヤルティ料率データベース（chizai-media.com/royalty-db）にて、業種別・知財種別で無料検索いただける。

227件

裁判例

148件

経産省アンケート

375件

DB総収録数

4.7%

裁判例 特許平均

3.2%

アンケート 特許平均

第1章：業種別ロイヤルティ料率の全体像 — 代表事例18件

以下は、当事務所がデータベースに収録する227件の裁判例から、業種別の料率分布・増減メカニズムを理解するうえで代表的な18件を抜粋したものである。各事例は、第2章で解説する3つの決定要因（代替可能性・売上貢献度・侵害態様）が料率にどう影響したかを示す典型例として選定した。

■ IT・通信分野（電気） — 2%~20%

No.	事件番号	対象知財	料率	増減理由の要点
1	令和4年 (ワ)第 7976号	特許権（LTE標準必須特許）	9.0%	FRAND条件下の標準必須特許（SEP）。通信規格への必須性（代替不可能）が料率を大幅に押し上げ。経産省アンケートの電気分野平均（2.5%）の約3.6倍
2	令和4年 (ネ)第 10046号	特許権（コメント付き動画配信特許）	2.0%	動画配信サービスにおけるコメント表示技術。サービス全体における特許の寄与度が限定的と評価され、低率にとどまる
3	平成13年 (ワ)第 17772号	特許権（窒化物半導体結晶膜の成長方法）	20.0%	青色LED・白色LEDの基礎技術に関する職務発明対価事件。製品の核心技術であり代替不可能。半導体業界全体への波及効果を考慮し高率認定

IT・通信分野の読み方：同じ電気分野でも、標準必須特許（9%）と寄与度限定の特許（2%）で約4.5倍の差がある。「その特許がなければ製品が成立しないか」が最大の分水嶺。

■ 機械・製造分野 — 3.5%~30%

No.	事件番号	対象知財	料率	増減理由の要点
4	令和5年 (ネ)第 10052号	特許権（SDアイサー）	15.0%	半導体製造装置の基幹技術。控訴審で既存ライセンス契約料率（15%）を参照して認定。一審では30%認定

No.	事件番号	対象知財	料率	増減理由の要点
5	令和4年 (ネ)第 10073号	特許権 (IQOS 関連特許)	10.0%	加熱式たばこの中核技術。フィリップモリス 対日本たばこの大型訴訟。製品の差別化に直 結する技術で高率認定
6	令和4年 (ネ)第 10062号	職務発明対価 (業務用エア コン)	3.5%	業務用エアコンの省エネ技術に関する職務発 明。使用者貢献度 (製造設備・販売網・ブラ ンド力) を高く評価し、仮想実施料率を低め に認定

機械分野の読み方：経産省アンケートの機械工学分野平均 (2.6%) に対し、裁判例で
は3.5%~30%と大きく上振れする傾向。既存ライセンス契約が存在する場合、その契
約料率が有力な認定根拠になる。

■ 建設分野 — 3%~15%

No.	事件番号	対象知財	料率	増減理由の要点
7	令和5年 (ワ)第 70402号	特許権 (サ イフォン雨 樋)	15.0%	製品構造全体に関わる核心技術。代替技術なし・ 被告が故意に特許を実施した点を総合考慮。経産 省固定構造物分野平均 (3.3%) の約4.5倍
8	令和6年 (ワ)第 70096号	特許権 (遮 熱)	5.0%	遮熱技術に関する特許。建設分野の平均的水準。 技術の寄与度は認められるが、代替技術も存在
9	令和3年 (ワ)第 29254号	特許権 (仮 設防護柵)	6.0%	建設現場の安全設備に関する特許。安全規格との 関連で代替困難な技術と評価

■ 化学・医薬分野 — 3%~15%

No.	事件番号	対象知財	料率	増減理由の要点
10	令和4年 (ワ)第 3344号	特許権 (骨粗鬆 症治療薬テリボ ン)	15.0%	旭化成ファーマの骨粗鬆症治療薬。後発医 薬品参入に対する特許権侵害事件。薬効に 直結する物質特許で代替困難

No.	事件番号	対象知財	料率	増減理由の要点
11	令和元年 (ワ)第 20074号	特許権（加熱式 タバコ用加熱ア センブリ）	10.0%	加熱式タバコの加熱部品に関する特許。製 品の核心部品であり売上貢献度が高い
12	令和4年 (ワ)第 11405号	職務発明対価 （セレキシパ グ・肺高血圧症 治療薬）	5.9%	日本新薬の元従業員による職務発明対価請 求。物質特許について製薬分野の平均的な 実施料率を仮想実施料率として認定。使用 者貢献度を高く評価

化学・医薬分野の読み方：経産省アンケートの化学分野平均（3.9%）に対し、裁判例平均は5.7%。物質特許（薬効に直結）は高率、製造方法特許は中程度の傾向。職務発明事件では使用者貢献度が大きく考慮される。

■ 商標権 —— 0.1%～10%

No.	事件番号	対象知財	料率	増減理由の要点
13	平成30年 (ワ)第16422 号	商標権（第43類 飲 食物の提供）	8.0%	飲食チェーンの商標権侵害事件。商標の 顧客吸引力が高く、被告の売上に直接寄 与していると評価
14	令和5年(ネ) 第10070号	商標権（第35類 小 売）	4.0%	小売業における商標権侵害。商標の知名 度・市場での識別力を考慮した中間的な 認定
15	令和2年(ネ) 第10017号	商標権（第 29/30/31/32類 食 品）	0.5%	食品分野の商標権侵害。商標の顧客吸引 力が限定的で、被告商品の売上における 商標の寄与度が低いと判断

商標権の読み方：経産省アンケート平均3.0%に対し、裁判例平均は3.6%。特許権ほどの乖離はないが、商標の顧客吸引力と対象商品における寄与度で0.1%～10%まで幅広く分布。ブランド力が強い商標ほど高率。

■ その他（不正競争・著作権等） —— 5%～15%

No.	事件番号	対象知財	料率	増減理由の要点
16	平成30年 (ネ)第 10081号	不正競争（マリオ カート関連）	15.0%	任天堂のマリオカート関連の著名表示に係る不正競争行為。マリオブランドの絶大な顧客吸引力と、被告サービスが原告表示に全面依拠している点を考慮
17	令和4年 (ネ)第 10063号	不正競争 （GODZILLA類似 表示 GUZZILLA）	10.0%	東宝の「GODZILLA」に類似する「GUZZILLA」表示の使用。著名ブランドの冒用にあたり、既存ライセンス契約料率を参照して認定
18	令和6年 (ワ)第 70128号	特許権（箱型船）	8.0%	箱型船の構造に関する特許。船舶構造における技術の重要性を考慮し、上限8%を認定

1-2. 公的調査データ × 裁判例の統合分析

経済産業省アンケート調査（民間契約の実勢値）と、227件の裁判例データを業種ごとに突き合わせた統合比較表を示す。

業種大分類	アンケート調査（実勢値）	裁判例（司法認定値）	裁判例認定レンジ	統合分析のポイント
IT・通信（電気）	2.5% (n=46)	3.1% (n=37)	0.01～20%	アンケートと裁判例の平均差は小さいが、レンジは極めて広い。SEP（9%）と寄与度限定特許（2%）で4.5倍差。規格への必須性が最大変動要因
機械・製造	2.6% (n=49)	5.3% (n=49)	0.2～30%	実勢値と認定値に約2倍の乖離。既存ライセンス契約が存在する事件で高率認定される傾向。SDダイサー事件（一審30%→控訴審15%）が示すように、契約料率の存在が強力な根拠に
化学・医薬	3.9% (n=90)	5.4% (n=34)	2～15%	物質特許は高率（テリボン15%）、製法特許は中率の傾向。職務発明事件では使用者貢献度が大きく考慮され、仮想実施料率は控えめに設定される
建設	3.3% (n=36)	4.5% (n=12)	0.9～15%	代替技術の有無で大きく変動。サイフォン雨樋（代替なし→15%）と汎用建設技術（0.9～3%）で最大17倍差
商標権（全業種）	3.0% (n=146)	3.6% (n=35)	0.1～10%	特許権ほどの乖離はない。商標の顧客吸引力×対象商品での寄与度が料率を決定。著名ブランドの冒用事件（マリオ15%、ゴジラ10%）は不正競争として高率

統合分析から見えてくる3つの実務的示唆

示唆①：「実勢値」と「裁判認定値」には構造的な乖離がある

経済産業省のアンケート調査（実勢値）と裁判例（司法認定値）を比較すると、特許権全体で3.2%対4.7%（+1.5pt）、商標権で3.0%対3.6%（+0.6pt）と、裁判所の認定値が一貫して高い。これは、裁判所が代替技術の不在や侵害態様の悪質性等を考慮して料率を引き上げる傾向があるため

である。ライセンス料率を設定する際には、この構造的な乖離を踏まえて「どちらの数値を出発点とするか」を意識する必要がある。

示唆②：「相場が安定している分野」と「個別事情で大きく変動する分野」を見極める

IT・通信分野（0.01～20%）や機械・製造分野（0.2～30%）では、技術の必須性や売上貢献度によって大幅に変動する。一方、商標権分野では比較的レンジが狭い。自社の知財がどちらのタイプに属するかを見極めることが、料率設定の第一歩となる。

示唆③：特許権だけでなく商標権・職務発明・不正競争も含めた横断的な視点が必要

本データベースでは、特許権侵害事件だけでなく、商標権侵害、職務発明対価請求、不正競争防止法に基づく事件も横断的に収録している。知財ポートフォリオ全体の価値評価を行う際には、権利種別ごとの相場感と、データソースの性質の違いを把握しておくことが重要である。

全227件の裁判例を無料検索

本レポートでは代表18件を抜粋しましたが、全227件の裁判例＋経産省アンケート148件を業種別・知財種別で横断検索できるデータベースを無料公開しています。

→ [ロイヤルティ料率データベース \(chizai-media.com/royalty-db\)](https://chizai-media.com/royalty-db)

第2章：裁判所が料率を増減させる「3つの決定要因」

前章で整理したデータから、裁判所が認定する実施料率は業界平均を出発点としつつも、個別の事情によって大きく上下することが確認できた。では、裁判所はどのような要因に基づいて料率を増減させているのか。227件の裁判例データから抽出された主な決定要因は、以下の3つに整理できる。

要因1：代替技術の有無（代替可能性）

裁判所が料率を引き上げる最も典型的な要因は、「その特許技術を使わずに同等の機能を実現する代替技術が存在しない」という事情である。

たとえば、自社がある部品を製造するにあたり、競合他社から特許ライセンスを受ける場面を想像していただきたい。もし、その特許技術を使わなくても別の方法で同じ機能の部品を作れるのであれば、ライセンス料が高ければ「使わない」という選択肢がある。このような場合、料率は低く抑えられる傾向がある。

一方、その特許技術以外に実現手段がなく「使わなければ製品を作れない」という状況であれば、権利者の交渉力は強くなる。今回のデータでも、LTE/5G通信規格の標準必須特許（代替技術なし・規格上必須）で9%が認定されたのに対し、代替技術が存在するコメント付き動画配信特許では2%にとどまった。

要因2：売上への貢献度（技術寄与度）

特許発明が被告製品やサービスの売上にどの程度貢献しているか。この「技術寄与度」も、料率の増減に直結する要因である。

たとえば、自社が独自開発した加工技術を他社にライセンスする場面で、その加工技術がなければ相手の製品が成り立たない（＝売上全体に寄与する）のか、それとも製品の一部の付加機能にすぎないのか。前者であれば高い料率が正当化され、後者であれば低い料率にとどまる。

今回のデータでも、サイフォン雨樋の構造全体に関わる特許（製品の核心技術）で15%が認定された一方、商標の顧客吸引力が限定的な食品事件では0.5%にとどまっている。

要因3：侵害態様と当事者の関係

侵害者が故意に特許を実施していたか、あるいは過失にとどまるか。また、特許権者と侵害者の間にどのような関係があるか。こうした当事者間の事情も、料率の増減に影響する。

たとえば、自社の取引先が自社の特許技術を知りながら無断で模倣製品を製造・販売していた場合と、知らずに偶然類似技術を開発していた場合とでは、裁判所の評価が異なる。前者のような故意の侵害は「悪質」と評価され、料率が引き上げられる傾向がある。

サイフォン雨樋の事例では、被告が原告の特許を認識しながら実施を継続した点が考慮され、経産省アンケート調査における固定構造物分野の平均（3.3%）を大きく上回る15%が認定された。

料率増減要因のまとめ

要因	料率への影響	代表的な認定例
代替技術が存在しない	↑ 上昇	LTE標準必須特許 → 9%
代替技術が存在する	↓ 低下	コメント付き動画配信特許 → 2%
売上全体に寄与	↑ 上昇	サイフォン雨樋（製品構造全体） → 15%
一部機能のみ寄与	↓ 低下	食品商標（寄与度限定的） → 0.5%
故意の侵害（悪質）	↑ 上昇	サイフォン雨樋（特許認識下） → 平均の約4.5倍
過失の侵害	→ 平均水準	類似技術の偶然の開発 → 業界平均付近

第3章：知財部門・経理部門が知っておくべき税務上の留意点

3-1. 「業界平均＝自社の適正料率」ではない

グループ企業間で知財のライセンス料率を設定する際、「経済産業省の業界平均データをそのまま使えばよいのではないか」と考える方がいるかもしれない。しかし、前章までの分析で見たとおり、裁判所が認定する料率は業界平均とは大きく異なる場合がある。同じ「機械分野」であっても、代替技術の有無や売上貢献度によって0.2%から30%まで開きがあるのが実態である。

このことは、税務の文脈でも重要な意味を持つ。グループ企業間での知財取引においては、税務署が「その料率は適正か」を確認する可能性がある。一般に、国内のグループ法人間取引では時価、海外子会社との取引では独立企業間価格が基準となるとされており（詳細は税理士にご確認いただきたい）、いずれの場合も、「なぜその料率が適正と判断したのか」について客観的な根拠を示すことが望ましい。

業界平均を無条件に適用した場合、自社の知財が業界平均よりも高い価値を持つにもかかわらず低い料率を設定してしまうおそれがある。その場合、本来受け取るべきライセンス収入を受け取っていないと判断され、寄附金認定等による想定外の税負担が生じるリスクがある。

3-2. 個別評価ロジックの構築が、社内決裁と税務上の説明の両方に効く

結論としては、業界平均をそのまま使うのではなく、自社の知財の「個別事情」を加味した評価ロジックを構築することが推奨される。具体的には、第2章で整理した3つの決定要因——代替可能性、売上貢献度、当事者の関係——を踏まえ、自社の知財が業界平均に対してどのような位置づけにあるかを分析し、根拠をもって料率を設定するプロセスである。

このプロセスを経て作成された評価書は、以下の2つの場面で重要な役割を果たす。

場面	評価書の役割
社内決裁 (稟議添付資料として)	「この料率は、業界平均〇%を基準に、自社知財の代替不可能性・売上貢献度を加味して□%と算定した」という論理をCFOや経営陣に説明できる。
税務署から照会があった場合 (根拠資料として)	料率設定の根拠を客観的なデータで示すための基礎資料となりうる。具体的な税務対応については税理士にご相談いただきたい。

なお、国内の100%完全親子会社間（完全支配関係にあるグループ法人間）で知財を「譲渡」する場合は、グループ法人税制（法人税法61条の13）により譲渡損益の繰延べが認められるケースがあり、時価評価が不要となる場合がある。ただしこれは「譲渡」に関する規定であり、ロイヤルティ（継続的なライセンス料）の料率設定には直接適用されない点に注意が必要である。自社がどのケースに該当するかについては、税理士等の専門家にご確認いただきたい。

一方、100%未満の関連会社間取引、社長個人と法人間の取引、海外子会社との取引では、一般に時価または独立企業間価格に基づく料率設定が求められるとされている。こうした場面では、業界平均の安易な流用を避け、個別の評価ロジックに基づく根拠資料を事前に準備しておくことが望ましい。なお、具体的な税務処理の要否については必ず税理士にご確認いただきたい。

3-3. 「高すぎる料率」もまた、経営を詰ませる

ここまで「低すぎる料率設定」が寄附金認定を招くリスクを説明してきたが、実務では逆方向のリスク——料率が高すぎるがゆえに経営が行き詰まるケース——も同時に存在する。

たとえば、本レポートのデータ上は「IT・通信分野で5%が相場」と読み取れる場面であっても、その料率をそのまま海外子会社へのライセンス料率として設定すれば、子会社の売上規模によっては年間のロイヤルティ支払いが数千万円～億円単位に膨らみ、子会社の資金繰りがショートする事態が起こりうる。特に移転価格税制（海外グループ間取引に適用）の文脈では、料率が高すぎても低すぎても課税リスクがあるため、「適正な着地点」を設計する必要がある。

現場の評価実務で求められる「冷静な分離作業」：売上30億円の事業に対して5%のロイヤルティ料率を適用すれば、年間1.5億円の支払いとなる。しかし、その売上30億円を生み出しているのは、特許技術だけではない。営業網、製造ノウハウ、ブランド力、人的資本など「特許以外の無形資産」も売上に貢献している。適正な料率を設計するには、こうした複合的な貢献要因の中から特許単体の寄与分を冷静に分離し、たとえば全体の料率を1.5～2.0%に引き下げるべき根拠を構築する作業にほかならない。

おわりに

本レポートでは、経済産業省が2025年3月に公表した2つの調査報告書——「アンケート調査」（民間契約の実勢値）と「裁判例調査」（司法認定値）——と、当事務所が独自に収集・分析した裁判例を統合した計227件の裁判例データから、代表的な18件を抜粋し、知財ロイヤルティ料率の「相場」と「増減メカニズム」を整理した。

見えてきたのは、アンケート調査（実勢値）と裁判例（司法認定値）の間にも構造的な乖離（特許権全体で3.2%対4.7%）があり、さらに個別の判例では代替可能性、売上貢献度、侵害態様といった個別事情によって大きく上下するという実態である。同じ「機械・製造分野」であっても、アンケート実勢値の2.6%から裁判例の30%（SDダイサー一審）まで約12倍の開きが生じうる。IT・通信分野でも標準必須特許（LTE）では9%、寄与度が限定的な動画配信特許では2%と約4.5倍の差がある。

企業の知財部門・経理部門のご担当者様におかれては、本レポートのデータを、自社の知財ライセンス料率や譲渡価格の妥当性を検証する際の参考資料としてご活用いただきたい。**全227件の裁判例＋経産省アンケート148件については、当事務所のロイヤルティ料率データベースにて業種別・知財種別で無料検索いただける。**

個別の価値評価について

このレポートの料率は一般的な相場データです。実際のライセンス交渉や社内稟議には、御社固有の条件を反映した個別の評価書が必要になるケースがほとんどです。

知育特許事務所では、特許権・商標権の簡易価値評価書を最短5営業日・¥110,000（税込）で作成しています。

[→ 特許権の簡易価値評価](#)

[→ 商標権の簡易価値評価](#)

※本レポートは、知的財産の価値評価に携わる弁理士の立場から、ロイヤルティ料率に関する公開データを整理し、実務上の参考情報として提供するものである。税務に関する記述は一般的な情報提供であり、個別の税務判断や税務申告上のアドバイスを行うものではない。具体的な税務処理については、必ず税理士等の専門家にご相談いただきたい。

参考文献・データソース

- 経済産業省「ロイヤルティ料率に係るアンケート調査結果」（2025年3月、株式会社野村総合研究所・株式会社帝国データバンク）
- 経済産業省「実施料率が関連する裁判例調査」（2025年3月、株式会社野村総合研究所）
- 裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/>）各判決文

この資料を作成した人：弁理士・米田恵太（知育特許事務所）